

事 務 連 絡
令和2年9月11日

各都道府県・政令市障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の
取扱いについての留意事項等（「情報照会マニュアル」）について

日頃より、障害保健福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和元年6月12日付けの事務連絡の別添7として送付させていただきましたが、今般、情報連携を活用した地方公共団体の事務負担軽減の一環として、情報照会マニュアル（別添7）について添付の通り改正しましたので送付いたします。

現在行っている公用照会のうち、情報連携で取得可能なケースについては、添付のマニュアルをご活用いただき、公用照会ではなく情報連携を用いて事務を行っていただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に周知いただくとともに、日本年金機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう引き続きお願いいたします。

（主な改正点）

- ・ 支払情報確認を、「前月」、「前々月」に「照会月」を追加して行う
- ・ 照会条件の設定について、「申請日」から「照会日」の日付時点指定に変更

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
E-mai: shougai-hoken@mhlw.go.jp